

平成28年度 秋田県多面的機能支援協議会の主な事業実施計画

6月28日ルポールみずほにて平成28年度秋田県多面的機能支援協議会通常総会を開催し、平成27年度事業報告・決算報告、平成28年度事業計画・収支予算について原案の通り承認された。平成28年度支援協議会の活動は以下の通り。

【平成28年度事業計画について】

※日本型直接支払推進交付金実施要綱の制定により日本型直接支払の推進交付金の一元化

1. 多面的機能支払交付金に係る推進事業

- ①説明会等の開催計画として、4月～3月、広域化の推進、「地域資源保全管理構想」策定の説明会、長寿命化に係る研修会等の開催
- ②推進・指導等として、10月～1月、経理事務指導、国の抽出検査
- ③審査・通知等として、事業計画書及び認定申請の審査支援として、4月～3月実施
- ④推進に関する手引き等の作成

2. 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

- ①本対策の円滑な推進に向けた説明会等（新規取組組織の拡大、活動集落の継続支援）



事業実施計画

1. 活動組織の広域化支援

- (状況) ・農業者の高齢化、共同活動の担い手の減少
 ・推進交付金の大幅な削減
 ・活動組織及び取組面積の増加

- (メリット) ・様式の統合・交付金事務処理及び市町村
 現地確認の効率化
 ・多様な人材による活動の幅の拡大
 ・事務担当者の確保

◎平成28年度目標「土地改良区へ事務委託している活動組織の広域化支援」

【当面の推進対象】

大館市南、北秋田市(旧 北秋田市鷹巣、合川町)、二ツ井町、雄和中央、男鹿市若美、由利本荘市矢島町、にかほ市、大仙市神宮寺松倉堰、仙北市黒倉堰、仙北市神代、秋田県雄物川筋(旧 平鹿町、おものがわ)、羽後町

(※) 対象活動組織 = 139組織 (H26事務委託調査結果より)

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

◎「地域資源保全管理構想」の策定支援

- ・平成26年度創設された多面的機能支払交付金の新たな「必須活動要件」
- ・活動期間中に地域資源保全管理構想を策定 (H28活動終了の組織はH28年度までに)

3. 実践交流会の開催について

- ・ブロック毎実践交流会の開催

4. 施設の長寿命化のための技術指導について

- ・東北農政局土地改良技術事務所による研修予定

5. 中山間地域等直接支払制度の事業推進支援

- ・広域化、事務委託促進支援
- ・「集落戦略」の作成支援

(参考) 平成27年度 多面的機能支払交付金 管内別一覧表

管内	農地維持支払			資源向上支払 (共同)			資源向上支払 (長寿命化)			合計 (千円)
	組織数	取組面積 (ha)	交付金額 (千円)	組織数	取組面積 (ha)	交付金額 (千円)	組織数	取組面積 (ha)	交付金額 (千円)	
鹿角	63	3,053	81,587	59	2,891	53,881	16	303	13,244	148,711
北秋田	174	8,374	245,915	161	8,010	153,793	29	1,042	42,084	441,792
山本	111	10,360	298,106	88	9,531	174,328	17	722	29,583	502,017
秋田	164	23,892	462,352	111	20,313	247,482	19	599	26,368	736,203
由利	152	8,236	247,082	131	7,691	150,738	44	1,669	70,336	468,156
仙北	234	23,273	690,661	217	22,700	419,701	49	2,660	77,351	1,187,714
平鹿	101	11,609	339,799	100	11,569	215,764	33	1,272	55,898	611,461
雄勝	71	5,991	178,924	60	5,716	104,040	42	5,143	32,983	315,947
計	1,070	94,788	2,544,426	927	88,423	1,519,727	249	13,410	347,847	4,412,000

秋田県土地改良事業団体職員会「第56回通常総会」を開催!!

6月24日、秋田市の遊学舎(秋田県ゆとり生活創造センター)で、秋田県土地改良事業団体職員会(牧野一会長)の第56回通常総会が開催され、平成27年度の収支決算や平成28年度の事業計画、収支予算などの議事が行われた。

総会は、牧野会長の挨拶に続き、優良会員表彰、来賓の県農林水産部農地整備課の佐藤暢芳課長、水土里ネット秋田の藤原元吉専務理事の祝辞が行われた。また、議事では、議長に藤井洋一氏(秋田県仙北平野土地改良区事務局長)を選任し、平成28年度会計収支予算等の審議が行われ、提出議案は全て承認された。また、総会終了後には、県農地整備課の佐藤課長を講師に「農業農村整備事業の展開方向と土地改良区の役割」の講演が行われ、出席者は県内における整備状況や土地改良区を取り巻く環境に理解と関心を示していた。

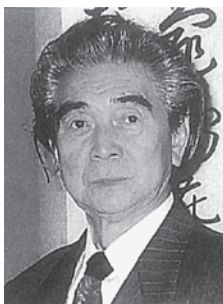


<優良会員表彰>

畠山睦子(能代市東土地改良区)、幸坂いつみ(能代市東土地改良区)、平塚加代子(琴丘土地改良区)、石郷岡歩(秋田市孫左衛門堰土地改良区)、鈴木宣子(秋田市豊岩中央土地改良区)、三浦宏文(男鹿東部土地改良区)、金谷笑子(秋田県仙北平野土地改良区)、於本昌之(秋田県仙北平野土地改良区)、加藤法大(秋田県西仙北土地改良区)、赤沼聡(大森土地改良区)、高橋学(秋田県雄物川筋土地改良区)

<新役員>

◇理事 荻原仁(秋田市旭川筋土地改良区)、渡辺政彦(由利本荘市土地改良区)、高橋和美(湯沢市中央土地改良区)



故人を偲んで

秋田県土地連OB
金子重治

昭和34.8.1 本会入会、技師として働く(測量士)
平成3.3.31 退職(32年間勤務)
平成28.4.18 死去(85歳没)



短歌を生涯愛し、年始の「歌会始」で2度の入選を果たした。宮内庁によると戦後(1947年以降)、2度以上入選した人は全国で29人だけだという。初入選は64年、本会で測量士を務めていた32歳の時。「紙」のお題に、「回遊する鯛の群をキャッチして閃光放つ音波記録紙」と詠んだ。八郎潟干拓事業の一環で測量船に乗った際、記録紙の動きから「海の生命感」を感じ取った歌だった。

土地連50周年誌にOB会副会長として「回顧録」をご寄稿下さっていたのでここに引用する。

～創立時の土地連機構は事務局本部と8支部(鹿角・北秋田・山本・秋田・由利・仙北・平鹿・雄勝)より成り、その本部が旧県物産館の一室にあった。いま、北都銀行本店になっている地にはハイカラなドーム屋根をもった県物産館があった。県産物の活性化を図ろうと大正14年10月15日県内で初めての「コンクリート建築」として誕生し、地下一階、地上二階、延べ768坪・工事費462,199円だった。事務室の前に立つと、4枚の看板「耕地課分室」、「秋田県耕地協会」、「秋田県土地改良協会」、「秋田県土地改良事業団体連合会」が見える。達筆な板の看板を横目に軋む引戸をあけ、15坪ほどの事務室に入ると臨時職員を含め18名ほどの職員。半数のエライ人は耕地課OBで新聞愛好家が多く朝から丁寧に再読中。職員同士の会話は殆どないが夕方近くになると、誰からともなく薪ストーブを囲む、スルメが焙られ、人肌温味の液体が各自の茶碗に注がれ饒舌の同士となる。やがて下の階の土木部からもスルメのにおいが笑い声と共にただよってくる。それでも次の日の朝は、リノリウムの階段を元気に出勤して、また会話のない職場となる。その職場に突然朝一番の電話「耕地協会ですか?」「分室でしょうか?」(土地連と素直に呼ばれるようになるのは暫く後の事)会員からの測量調査の依頼である。測量用具がひとつも無い本部なので、いつもの通り物産館地下の地方事務所土木課より、リヤカーを借り耕地課に行き深々と頭を下げ、天鏡儀・水準儀・函尺・間縄・竹尺・平板を借用して砂利道をひき輓き帰る(この頃の市内の路地は殆ど砂利道であった)。それでも、農業に未来を託す青年らと語りあひながらの測量は実に楽しかった。この頃は減反とか、限界集落などという淋しい言葉はなかった。～

(土地連50周年誌より)

本会設立より技師として働きながら、仕事の風景なども歌にして残した金子さん。今までありがとうございました。

第5回 「水土里のみちウォーキング」 in 抱返り溪谷



6月19日仙北市田沢湖卒田の抱返り溪谷を散策する「第5回水土里のみちウォーキング」in抱返り溪谷が、好天の中、秋田県土地改良事業団体職員会大曲仙北支部の主催で開催されました。この活動は普段何気なく見ている自然の中を、ウォーキングを通じて健康増進を図ると共に、周辺に点在している普段立ち入ることのできない、農業水利施設に親しみ施設の役割や大切さ、先人の偉業を各土地改良区担当職員から、説明をいただき理解してもらう内容になっております。

募集方法は、共催である秋田県土地連、後援である秋田県、各土地改良区のホームページ、さきがけ新聞の地域情報などを活用し、老若男女問わず地域住民を広く参加いただけるよう工夫されており、リピーターも徐々に増えているとのことでした。今回は愛知県からの参加者もいて総勢117名にもなりました。

コースは県立自然公園である抱返り溪谷駐車場を出発し、疏水百選にも選ばれている「抱返り頭首工」や「玉川頭首工」等の施設を巡り、自然豊かな原生林の中、青い溪流と断崖絶壁が織りなす勇壮な溪谷美を堪能し、溪谷随一の名称回顧の滝を折り返す、約7キロのコースと9キロのコースが設けられ、ゴール地点では「完歩証」の他、記念品として「あきたこまち」450gがプレゼントされ、参加者より大変好評を得ておりました。また、新日本歩く道紀行100選に認定され、観光情報サイト「歩きんぐくらぶ」にも掲載されております。



この活動を通じて、役職員のみならず、総代や組合員の意識が向上し、改良区運営や事業の取り組みなどへの積極的な参加による組織の活性化や、地域住民や自治組織、小学校等と密接な関わりや信頼関係を築き、地域コミュニティの再生や強化、そして多様な主体の参加を得、施設の維持管理、農業用水や農地を守るなどの運動を通じて、地域資源の保全強化につながっていくものと思っております。



秋田県土地改良事業団体職員会大曲仙北支部では、今後も継続的に開催して行くとの事でした。主催者および関係者の皆様、大変ご苦労さまでした。



例えば、組合員が土地改良区の賦課に不服があるとします。こうした場合、組合員は行政不服審査法に基づき、土地改良区に不服を申し立てることができます。

この行政不服審査法は平成26年に改正され、平成28年4月1日から改正法が施行されています。そこで、行政不服審査制度の変更点のうち、特に重要と思われる部分を2点、かいつまんで説明したいと思います。

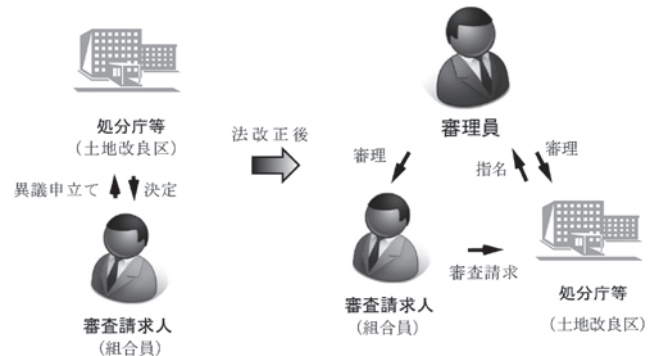
なお、この説明は、あくまでも個人的な見解であり、本会の公式な見解ではないことをご了解下さい。

1. 審理員による審理が必要になったこと

例えば、組合員が賦課に不服がある場合、改正前は、組合員が土地改良区に不服を申し立て（異議申立て）、**「賦課した土地改良区自らが再考する」**という制度でした。

ところが、土地改良区としては適法・妥当な賦課を実施した積もりですから、組合員が再考を求めても、通常考えを改めるのは難しいと思われます。

改正法の下でも、これまでと同様、組合員は土地改良区に不服を申し立てます（審査請求）が、審査請求がされた場合、土地改良区は、土地改良区の役職員で賦課手続に関与していなかった者の中から審理員を指名しなければなりません。そして、**「審理員が第三者的な立場から審理」**して審理員意見書を作成することとし、土地改良区はこの審理員意見書を踏まえ裁決すべきものとされました。このように、「第三者」的な審理員を介在させることにより、土地改良区の適正な判断を確保しようとしています。



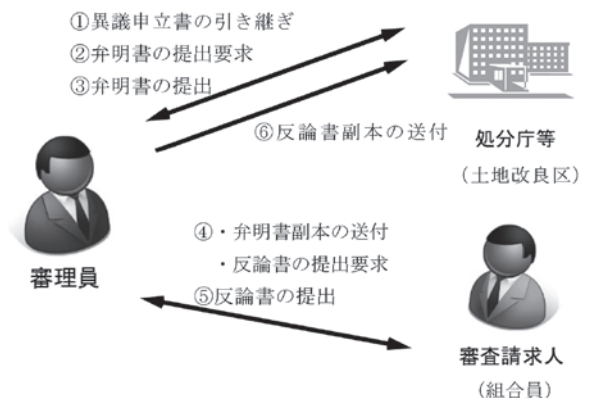
2. 審理員が審理を実施するにあたり、様々な手続が必要になること

改正前は、賦課をした土地改良区自身による再考の制度でしたから、賦課の再考のための資料は土地改良区に豊富にありました。従って、組合員が異議申立てを行ってから、土地改良区が申立てに対する判断を下すまでの間、特段手続は用意されていませんでした。

ところが、改正後は、第三者的な審理員が審理を行いますから、審理員の手元には賦課に関する資料は無く、資料を集める手続が必要になります。また、土地改良区・組合員双方の主張や資料を相手方に知らせ、互いに反論の機会を与えることも必要になります。

そこで、組合員が土地改良区に審査請求を行った場合、土地改良区は審理員を指名すると共に ① 審査請求書を審理員に引き継ぎます。そして、② 審理員は土地改良区に弁明書の提出を求め、③ 土地改良区から弁明書が提出されたら、④ 審理員はその副本を組合員に送付し、その際に組合員に反論書の提出が可能であることをその提出期間と併せて通知します。⑤ 組合員から反論書が提出されたら、⑥ 審理員はその副本を土地改良区に送付しなければなりません。

また、審理員は、証拠収集や審理のスムーズな進行などのため、次の事務を行うものとされています。



<審理員が行う主な事務>

- ・ 審査請求人が4人以上いる場合の総代の互選命令の要否の判断（法11条2項）
- ・ 審査請求への利害関係人の参加（参加人）の要否の判断（法13条1項及び2項）
- ・ 口頭意見陳述の主宰（法31条）
- ・ 証拠書類等の提出や参考人陳述、鑑定求め、検証の実施（法32～35条）及びこれらの採否の判断
- ・ 争点の整理
- ・ 審理計画の決定（法37条3項）
- ・ 提出書類等の閲覧・交付の適否の判断（法38条）
- ・ 審理手続の併合・分離の要否の判断（法39条）
- ・ 審理手続の終結の判断（法41条）
- ・ 審理手続の結果の整理（事件記録の作成等）
- ・ 審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の作成（法42条）

さて、賦課のほか地区除外申請に対する拒否をした場合などにも審査請求を受ける可能性があります。新しい行政不服審査制度はスタートしたばかりで、実際に運用する場合には手探り状態になることが想定されます。もし、組合員から審査請求を受ける可能性がある場合には、本会でもご相談の対応は致しますが、監督機関であります県へもご相談いただきますようお願い申し上げます。（事業調整センター 加藤）